

障害区分	特別障害者手当		
	A	B	C
	精神障害又は内部障害等に該当し、E又はF表の要件を満たす場合	下表の2項目に該当	下表の2項目かつB表の1項目に該当
視力障害	以下の①～④の視覚障がい (視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。)	以下①～④の視覚障がい (視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。)	以下①～④の視覚障がい (視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。)
	①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの	①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの	①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
	②一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	②1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの	②1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
	③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの	③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの	③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聽力障害	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
平衡機能障害			
そしゃく機能障害			
音声・言語機能障害			
肢体不自由	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢の全ての指を欠くもの 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の全ての指を欠くもの 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の全ての指を欠くもの 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の全ての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の全ての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの
	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
その他	精神障害（日常生活常時介護）・知能指数2.0以下かつF表14点以上 内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、その他疾患により、日常生活常時介護であり、かつE表の安静度1度	上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神の障害であって、前各号と同程度以上の場合	上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神の障害であって、前各号と同程度以上の場合